

# 信用保証トピックス (平成22年5月)

## 流動資産担保融資保証制度 (ABL 保証制度) の保証状況

～ 制度創設累計の保証承諾金額が全国1位、600 億円を超える ～

従来の中小企業金融においては、不動産を中心とした物的担保や第三者保証人を中心とした人的担保に依存した融資が主体となっていました。

この中で、物的担保や人的担保に依存しない新たな資金調達手法として、中小企業者が有する流動資産を活用した流動資産担保融資保証制度が創設されました。

物的担保や人的担保に依存せず、中小企業者が有する流動資産を有効活用し、安定的な資金供給が図れることから、当協会は流動資産担保融資保証制度の取扱いを積極的に推進してまいりました。

その結果、平成13年12月の取扱い開始から平成22年3月末までの累計で、5,417件、614億38百万円を保証承諾し、全国の保証協会でも唯一600億円を超え、件数で全国第4位、金額では同1位の取扱実績となりました。

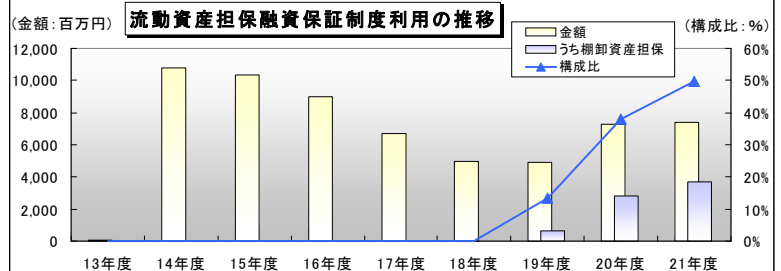
(参考) 平成22年4月末時点での実績 件数：5,452件 金額：618億62百万円

### 【流動資産担保保証制度の取扱いが多い要因】

制度創設当初から、売掛債権や棚卸資産の活用が、中小企業者の資金調達の幅を広げる有効な手段であると考え、金融機関等への説明会の開催、兵庫県等地方公共団体との連携、当協会役員によるトップセールス等、不動産担保に依存しない本保証制度の推進に積極的に努めた結果であるとみています。

流動資産担保融資保証制度 保証承諾の推移(金額単位:百万円)

	件数			金額		
	うち棚卸資産担保	構成比	うち棚卸資産担保	構成比	構成比	
13年度	5	—	63	—	—	
14年度	527	—	10,780	—	—	
15年度	800	—	10,369	—	—	
16年度	960	—	9,014	—	—	
17年度	918	—	6,693	—	—	
18年度	753	—	4,958	—	—	
19年度	552	18	4,895	652	13.3%	
20年度	464	55	7,292	2,778	38.1%	
21年度	438	75	7,375	3,676	49.8%	
合計	5,417	148	61,438	7,106	11.6%	



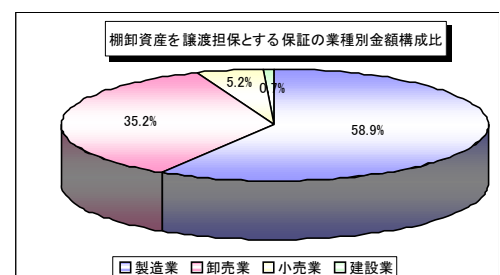
また、平成19年8月から取扱いを開始した「棚卸資産」を譲渡担保とする取扱いは、平成19年度は18件、平成20年度は55件、平成21年度は75件と増加傾向にあり、平成22年3月までの実績で件数、金額ともに全国2位の取扱実績を誇っています。このようななか、これまでの利用状況をみると以下のような特徴が表れています。

保証承諾1件あたりの平均承諾金額が、通常の保証に比べて高くなっていることに表れています。平成20年度51百万円、同21年度49百万円となり、各年度の全保証承諾17百万円、18百万円を大幅に上回っています。この特徴は全国的にみても同様であり、本保証制度を利用するメリットが大きい、担保となる棚卸資産を比較的多く有する製造業者や卸売業者を中心に、利用推進が図られている結果であるとみています。

棚卸資産を譲渡担保とする保証の業種別保証承諾状況

(金額単位:百万円)

	平成19年度			平成20年度			平成21年度			合計		
	件数	金額	1件あたりの承諾金額	件数	金額	1件あたりの承諾金額	件数	金額	1件あたりの承諾金額	件数	金額	1件あたりの承諾金額
製造業	8	393	49	28	1,741	62	36	2,051	57	72	4,185	58
卸売業	8	223	28	20	891	45	30	1,386	46	58	2,500	43
小売業	2	36	18	5	116	23	7	216	31	14	368	26
建設業	0	0	0	2	30	15	2	22	11	4	53	13
合計	18	652	36	55	2,778	51	75	3,676	49	148	7,106	48



# 流動資産担保融資保証制度の概要

融資対象者	事業者に対する売掛債権及び棚卸資産を保有する中小企業者 なお、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る
資金用途	事業資金
保証限度額	2億円以内（信用保証協会の保証割合80%）
保証形態	原則として根保証 ただし、一時的な資金需要に対応するため個別保証によることも差し支えない
保証期間	1年間（個別保証の場合は1年以内） ただし未発生債権を引当としない場合は6ヵ月以内を目途とする
貸付形式	根保証の場合：当座貸越根保証 個別保証の場合：手形貸付
返済方法	根保証：約定弁済または非約定（随時）弁済 個別保証：一括弁済
貸付利率	金融機関所定利率
担保	申込人の有する売掛債権及び棚卸資産（どちらか一方を含む）を譲渡担保とする。 ただし、個別保証の場合は売掛債権に限る
連帯保証人	法人の代表者を除き不要
保証料率	融資額に対して年0.68%（責任共有保証料率を適用） ※会計処理に関する割引制度の適用が可。
第三債務者（売掛先）	第三債務者（売掛先）は、次の①②③の事項を満たしたものに限ります。 ①国内の事業者に限る（官公庁を含む） ②根保証の場合：第三債務者と中小企業者（申込人）との間で、原則一定期間以上の取引を行っていること（一定期間の目安は「1年以上」としますが、今後安定的かつ継続的な取引が取引基本契約書等により見込める場合はこの限りではありません） 個別保証の場合：継続的取引がない場合でも可 ③取引条件等が確認できること（『譲渡担保対象売掛先明細書（所定の様式）』及び疎明書類（預金通帳、発注書、納品書、支払通知書等）で確認します）
その他	根保証の場合、融資実行後、以下の手順があります ①金融機関は、1ヵ月に1回以上、譲渡担保とした棚卸資産の売却代金および売掛債権の弁済金について、回収口座への入金状況を確認する必要があります。 ②3ヶ月に1回以上、譲渡担保とした棚卸資産及び売掛債権の状況についての報告書を、取扱金融機関宛に提出していただくこととなります ③棚卸資産を譲渡担保として徴求した場合、取扱金融機関が、1年に1回以上、事業所に立ち入り、譲渡担保とした棚卸資産の状況を確認します。なお、この立入調査により棚卸資産の状況に大幅な変動がある場合等は、金融機関、信用保証協会と対応を協議することとなります。

## 当協会が取扱った棚卸資産の実績

種子・農薬・園芸用品・雑貨・アクセサリ・セルCD・DVD・ゲーム・ベビー用関連商品・文具・玩具・寝具・インテリア・日用雑貨・車両用資材・生地・建築用資材・靴下・家具・水産物及び水産加工品・酒類・瓦・靴等多岐にわたっています。